

第5回 山梨県障害者幸住条例改正検討委員会 【会議概要】

日時：平成26年10月31日(金)午後1時30分から午後3時30分

場所：県庁防災新館409会議室

委員：石合委員、久保委員、小林委員、佐久間委員、佐々木委員、
竹内委員、長澤委員、早川委員長、保坂委員、宮崎委員、
望月委員、山西委員

1 開 会

2 委員長(部会長)あいさつ

3 議 事

(1) 障害者差別に関する相談・紛争防止等に係る体制について

これまでの部会等で検討した状況や結果を踏まえ、障害を理由とした差別等の相談体制及び紛争防止体制について、事務局から例示し、委員の意見等を求めた。

《意見交換等》

佐久間委員

- ・千葉県、熊本県、沖縄県の相談等の体制を例として示しているが、この3県を示したのはなぜか。また、その他の県はどういった体制や規定等をしているのか確認したい。

全国で障害者差別解消に係る条例を定めているのが、北海道をはじめ9道府県あるが、ほとんど県で同様の体制を設置している。また、相談体制等の施行がされて一定期間経過している県として、千葉県、熊本県、沖縄県を抽出した。〔事務局〕

山西委員

- ・障害者相談員は市町村が設置している。市町村によっては設置していない市町村もある。また、相談員も日常仕事があり、加えて障害者の親が相談員になっていることが多い。そのような中で、難しい相談を相談員が受けてくれるのか。沖縄県が直近で運用を開始しているが、基幹相談センターなど専門機関を入れている。山梨県も設置を進めているので、専門で相談を受け付けている機関も、相談員に入れておいたほうがよいのではと考える。

直接、県が相談員を置いていることはあるのか。〔議長〕

県は、設置された相談員に対する研修事業などは実施しているが、相談員の設置はしていない。〔事務局〕

竹内委員

- ・ 想定される地域相談員（案）を身体障害者相談員等にするとなると、未設置市町村をどうするかという課題がある。また、3 障害の相談員が十分に整っているわけではなく、例えば精神障害の相談員が全県で3人しかいない。さらに身体障害者相談員は障害当事者となっているが、知的障害者相談員は保護者になる場合が多く、障害当事者になるわけではない。差別の相談を相談員だけでいいのかという課題もある。
- ・ 相談事案を誰がどういう形で受け止めるか。障害者の身近にいる相談員が気軽に相談に応じることができる体制をつくるのが大事だと考える。
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条で定める「精神保健福祉相談員」は、一定の資格要件がないと相談員になれない数少ない貴重な人材である。精神障害に関する相談を受け、必要な指導を行う精神保健福祉相談員との連携は重要である。
- ・ 障害を理由とした差別を未然に防止するため、条例の周知や啓発に関する事業を積極的に展開することが重要である。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜粋

（精神保健福祉相談員）

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

早川委員長

- ・ 沖縄県は第19条で「市町村が行う事務又は事業のうち」と、まずは市町村を前提としているが、千葉県、熊本県はそうっていない。本県は、地域相談員（案）を設置するうえでの考え方はどうか。相談体制の第一段階は市町村で設置する相談員、第二段階は県で設置する相談員、そして、調整する機関は知事の附属機関ということによろしいか。

身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、それぞれ法律に基づき市町村に設置する相談員であるが、事務局としてはこの方々にはぜひなってもらいたいと考えている。それに、精神障害者の相談窓口として、委員からも提言のあった精神保健福祉相談員を考えているが、現在、各保健所等に9名しかいないので、別の仕組みを考え相談員を置く必要がある。それに市町村相談窓口や基幹相談センターなども含め、第一段階の相談体制を検討したい。〔事務局〕

第二段階の相談体制である広域相談員（案）は、基本的には県内全域を対象とし、かつ地域相談員（案）では対処が難しい事例、例えば法的な問題などを対処することを想定している。広域相談員（案）は、県が県内で数名設置することを考えている。〔事務局〕

石合委員

- ・相談したい障害者がどこに相談したらいいか分かりやすく、相談したい事項を的確に対処できるような体制をつくるべき。介護保険制度のケアマネージャーなどは一人一人状況を把握して対応している。障害者からの相談にしっかりと対応できる実績等を重視し、名前だけの相談員をつくらないようにしてほしい。
- ・長野県では、看護師など様々な人で構成される相談体制を構築した。本県でも市町村での相談事例など収集し、本県にあった相談体制を構築してほしい。

(2) 福祉のまちづくり

事務局から、条例施行規則に規定する整備基準と他法令で規定する整備基準の比較結果を報告し、また、今後の整理について説明した。

《意見交換等》

早川委員長

- ・他法令の整備基準が上回っている部分があるが、その部分は他法令に合わせるのか、それとも削除するのか。
公園や道路の整備基準は、他法令の基準が上回っているので、他法令を適用する。また 2,000 m²以上の建物等はバリアフリー新法の整備基準が上回っているため、他法令の整備基準を適用し、2,000 m²未満の建物等をどうするか、今後、整理する。〔事務局〕

石合委員

- ・道路のフラット化が進んでいるのは承知しているが、なかなか距離が進まないようだ。
- ・道路や歩道が完成した後などに障害者の意見を聞いても仕方ないので、設計の段階で障害者の意見を聞くよう、強制的ではないにしても条例に盛り込んでほしい。

竹内委員

- ・比較表の2ページに便所とあり、これを見ると出入口の有効幅員が90cm以上となっている。平成5年に自分が責任者として「日米障害者協議会日米フォーラム」を実施したとき、アメリカ代表団の中に車いす使用者がいたが、アメリカの車いすは非常に大きく、トイレが使えなかった。つまり、日本の規格では問題ないかもしれないが、国際的な規格で整備基準を考えることが重要である。
- ・福祉のまちづくりの概念について、災害時の避難所は福祉のまちづくりの特定施設に入るのか、考え方を確認したい。
福祉のまちづくりの部分で設備的なことで組み入れるか、施策の推進の部分で災害時の対応ということで組み入れるか、検討は進めている。〔事務局〕

石合委員

- ・聴覚障害者のことで、国の法で「手話は言語である」ということを明記している

ようだが、本県の市町村で手話通訳者を置いていない市町村もあるが、県の対応はどのような考え方が。

本県の障害者プランの中で、各市町村に手話通訳者を置く数値目標を掲げているが、なかなか進んでいない状況。現在、平成 27 年度から 29 年度までを期間とした、次期障害者プランの作成を進めているが、同じ目標を掲げる予定。目標を達成できるよう、関係機関と協力していく。〔事務局〕

長澤委員

- ・福祉のまちづくりに関して、トイレの設備が J I S 規格になっておらず、ボタンの位置が分からないため、トイレを流そうかと思ったら非常ボタンを押してしまった。
- ・道路に関して、視覚障害者は点字ラインを頼りに歩道を歩くが、横断歩道に入るとエスコートゾーンを頼りにする。しかし、横断歩道には 2 種類あり、エスコートゾーンは横断歩道と認められている横断歩道のみ設置されている。つまり、エスコートゾーンがない横断歩道があることを知ってもらいたい。

(3) その他

- ・ 1 0 月 2 0 日の障害者政策委員会 (国) に提案された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 (素案)」について、事務局から説明した。
- ・ 1 0 月に実施した「県政出張トーク (山梨県障害者幸住条例改正関係)」における差別等の聞き取り調査結果速報について、事務局から報告した。

4 その他

次回委員会の開催

1 1 月 2 6 日又は 2 8 日にて調整中のため、あらためて連絡する。

以上